

E T Fの開示情報充実に係る上場制度の見直しについて

2025年 5 月 28 日

株式会社名古屋証券取引所

I. 趣 旨

今般、E T F 市場において、投資者がよりの確にリスクを把握し、適切な投資判断を行うことができるよう、重要な乖離に関する開示に係る数値基準の導入、総経費率の情報提供の義務化等を行うこととします。

II. 概 要

項 目	内 容	備 考
1. 重要な乖離に関する開示に係る数値基準の導入	・ E T Fに係る管理会社は、E T Fにおける一口あたりの純資産額と市場価格又は連動対象である特定の指標との間に重要な乖離又は乖離のおそれが生じた場合に、その内容の適時開示を行うものとしていますが、以下のとおり適時開示が必要となる数値基準を設けることとします。 ① 一口あたりの純資産額と市場価格の終値の乖離率が20%以上となった場合 ② 一口あたりの純資産額と市場価格の終値の乖離率が5 %以上となった日が7 営業日連続した場合	※現行規則上も管理会社は、重要な乖離又は乖離のおそれが生じた場合には開示が求められており（E T Fに関する有価証券上場規程の特例第9条第2項第1号 i、第9条第2項第2号 h）、開示の要否については各商品の特性等を考慮して管理会社にご判断いただいているところですが、投資者がよりの確にリスクを把握し、適切な投資判断を行うことができるよう、開示が必要となる数値基準を設けるものです。 ・開示に際しては、原則、乖離が生じた事実、要因、今後の見込みを開示することとします。 ・乖離率は、売買立会における終値を一口あたりの純資産額で除した値から1を減じた値の絶対値を百分率表記した値とします。 ・今回設ける数値基準に該当しないものの、管理会社が重要な乖離又は乖離のおそれが生じたものと判断する場合は引き続き上記条文に基づき開示が必要です。

項 目	内 容	備 考
2. 総経費率の情報提供の義務化	・ E T F の総経費率を上場規則上求める情報提供項目の対象とします。	・ 総経費率とその内訳（運用管理費用及びその他費用）について、交付目論見書、各社ウェブサイト等の任意の媒体での開示を求めます。計算期間が6か月未満のE T Fについては、6か月を開示に係る対象期間とします。ただし、各計算期間に係る決算毎に開示することを妨げません。
3. 管理会社の努力義務	・ E T F の管理会社に対して、E T F の円滑な流通及び公正な価格形成が確保されるための環境整備に努めることを求めます。	・ 流通市場において売買が行われるE T Fの商品特性に鑑み、管理会社に対して、投資者が流通市場において適切にE T Fを売買できる環境の整備に努めることを求めるものです。 ・ 左記の環境整備のため、管理会社は、自社の商品戦略や各銘柄の商品特性を踏まえて、指定参加者の誘致、設定・交換（解約）単位の変更、設定・交換（解約）の申込不可日や申込締切時間の見直し等の施策を検討することが期待されます。

Ⅲ. 実施時期（予定）

- ・ 2025年7月を目途に実施します。
- ・ Ⅱ. 2. については、施行日以後に終了する計算期間の決算に係る総経費率の内容が定まった場合の情報提供の時から適用します。

以 上